

別府港北浜ヨットハーバー上架施設管理規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県（以下「管理者」という。）が管理する別府港北浜ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）の上架施設の管理について、別府港北浜ヨットハーバー管理規程第6条第5項に基づき、適切な管理及び利用者が安全で快適な施設の利用ができるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において上架施設とは、ウインチ、フォークリフト、子船台及び親船台をいう。

2 この規程において使用者とは、船舶所有者又は船舶所有者の委託を受けて上架施設を使用する者をいう。

(使用時間)

第3条 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ウインチの使用に限りやむを得ない事由が生じたときは、事前に管理者と協議して承認を受ければ、その限りでない。

(使用許可等の手続き)

第4条 使用許可を受けようとする者は、管理者に「上架施設使用許可申請書」を提出し、許可を受けた後に使用すること。なお、申請書には、実際の船舶の長さ、幅及び重量を記載すること。

2 保管施設の月単位の使用許可を受けている船舶については4ヶ月前から、それ以外の船舶（ビジター）については3ヶ月前から管理者に申請することができる。

(使用料)

第5条 上架施設の使用料は、大分県港湾施設管理条例（以下「条例」という。）に定める額とする。

2 上架期間は、ボートヤード（陸上保管）の使用許可を受け、その使用料を支払うものとする。ただし、保管施設の月単位の使用許可を受けている船舶が、第6条第1項に定める期間内で使用するときは、この限りではない。

(使用期間・方法)

第6条 上架施設のうち子船台の使用は、7日間（以下「使用期間」という。）を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用期間終了後も子船台を続けて使用しようとするときは、子船台の使用予定がなく、かつ、やむを得ない事由が生じたときに限り、管理者の承認を受けて使用することができる。
- 3 上架した後は、子船台はボートヤードへ移動させるものとする。
- 4 上架施設の使用については、管理者の指示に従わなければならない。

(使用許可対象船舶)

第7条 上架施設の使用が可能な船舶は、保管施設の使用許可を受けている船舶でボートヤードへの移動が可能な船舶に限る。

- 2 ヨットハーバーの施設使用料（延滞金を含む）が未納の船舶には、上架施設の使用を許可しない。

(上架施設操作の実施主体)

第8条 子船台の移動のためのフォークリフトと子船台の連結、フォークリフトの運転及びフォークリフトによる子船台の移動は、管理者の責任で実施する。

- 2 子船台と親船台との固定又は固定の解除、船舶の子船台への乗降及びウインチの操作については、使用者の管理責任の下で行うこと。

(自己責任)

第9条 使用者は、上架施設の使用で生じたゴミ、廃棄物等を持ち帰ること。また、上架施設使用期間中は、周辺の清掃を適宜行うこと。

- 2 自然災害（台風・津波等）による船舶の損傷等について、管理者はその責を負わない。
- 3 自然災害により被害が予想されるときは、事前に他の船舶に被害が及ばぬよう措置を講じること。
- 4 使用者の管理責任の下で行った上架施設の操作により、港湾施設や他の船舶に損害を与えたときは、使用者及び船舶所有者（使用者が船舶所有者の委託を受けて上架施設を使用する者の場合）の責任においてその損害を賠償すること。
- 5 船舶所有者は、船体保険に加入し、事故対応を事前に図るよう努めること。

(遵守事項)

第10条 別記－1の「上架施設操作時の注意事項」を遵守すること。

(許可の取り消し)

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、与えた許可を取り消し、速やかに施設を原状回復し、若しくはその他の処置を命じる。なお、許可を取り

消したときは、既に納付した使用料は還付しない。

- (1) 条例、規則、管理規程、若しくは許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽り又は不正な手段により使用許可を得たことが判明したとき。
- (3) 施設の使用により、港湾施設や他の船舶に損害を与えたとき又は与えるおそれがあると管理者が認めたとき。
- (4) その他、管理者が施設の使用が適当でないことを認めたとき。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第23条の規定により、港湾施設の管理に関する業務を法人その他の団体に行わせることができる。この場合において、この規程中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 管理上必要があるときは、管理者はこの管理規程を変更し、その都度、専用使用者に通知する。

- 2 この管理規程に定めのないもの、又は、その他疑義が生じた場合は、管理者と協議するものとする。

附則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規定は、令和3年12月15日から適用する。

(別記-1)

上架施設操作時の注意事項

1 共通事項

- ① 上架施設を操作する際は、船舶所有者又は代理人が立ち会うこと。
- ② 上架施設を操作する際は、安全確保のため必要な人員を配置すること。
- ③ 上架施設に異常があった場合や事故が発生した場合は、操作をやめ、速やかに管理者（管理人）へ通報すること。
- ④ 給水・給電が必要な場合は、管理人へ届け出ること。
- ⑤ 荒天時の使用については、自己責任で判断すること。ただし、管理者が使用を禁止する場合もある。

2 ウインチ操作時の注意事項

- ① 使用前に、別に定めるチェック表によりローラー等の点検を行い、安全を確認する

こと。異常がある場合は、すみやかに管理人に報告し、指示に従うこと。

- ② 船台に人が乗っている状態で操作する時は、安全性を十分注意して行うこと。
- ③ 管理人から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- ④ 親船台を降ろすとき、ストッパーに当てないように、ワイヤーロープに印をしている所の手前で、必ず、止めなければならない。
- ⑤ 巻き上げ、巻き下げの移行時は、必ず、停止ボタンを押してから、次のボタンを押すこと。(電流が過大に流れ、ヒューズが切れる恐れがある。)
- ⑥ 親船台の接岸が確認できる場所でリモコン操作を行い、親船台の接岸と同時にウインチを止め、モーターへ余分な負荷をかけないこと。
- ⑦ 操作終了後は、ウインチ室内のメインスイッチを必ず **OFF** にすること。
- ⑧ 使用後は、①で定めるチェック表により点検を行い、異常がある場合は、管理人に報告すること。

3 船台取扱時の注意事項

- ① 子船台と親船台との固定及び船舶の子船台への乗降は、船舶所有者等の管理責任の下で確実にすること。
- ② 「船台構造図」(事務所に常備)を参考に、船舶に最適な船台を選ぶこと。
- ③ フォークリフトで牽引する際、フォークリフトが船舶に接触しないよう固定すること。なお、船舶を損傷させるおそれがある等安全な運用が困難であると管理者が判断した場合は使用を中止させることがある。
- ④ 上架した子船台は、ボートヤードへ移動させるので、移動場所等管理人の指示に従うこと。
- ⑤ 子船台を所定の位置に移動した後は、キャスターに車止めをするなど、船台が動き出すことのないようにすること。
- ⑥ 使用後は、チェーンの水洗い等管理人の指示に従い必要な措置を行うこと。